

次世代法に基づく一般事業主行動計画

従業員が仕事と生活の両立ができる働きやすい環境を整備することにより、その能力を発揮できるように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年8月1日から令和7年7月31日までの5年間

2. 計画内容

<目標1>

産前産後休業、育児休業中の諸制度の周知

<対策>

法改正に速やかに対応し、産前産後休業、育児休業などの次世代育成に関する諸制度を周知する。

<目標2>

育児休業取得率100%の維持と、復帰率の向上

<対策>

休業前にプランを作成し、業務引き継ぎ等を実施する。

休業中に会社情報を提供する。

育児休業復帰前、復帰後に面談を行い、復帰後の環境を整える。

<目標3>

所定外労働の削減

<対策>

各部署において業務効率化に向けた行動計画を見直す。

ノー残業デーを設ける。

<目標4>

年次有給休暇取得率の向上

<対策>

年次有給休暇の計画的取得促進活動を行う。

令和2年8月1日
株式会社中日NEXT